

## 少年法改正をどう見るか

武内, 謙治  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/14254>

---

出版情報 : 法学セミナー. 52 (9), pp.4-5, 2007-09-01. NIPPON HYORONSHA  
バージョン :  
権利関係 :

# 少年法改正をどう見るか

九州大学准教授 武内謙治

## 1 少年法改正の概要と背景

「少年法等の一部を改正する法律」が、本年5月、第166回国会で成立した。2000年11月にも少年法は改正されており、短期間のうちに2度の改正を受けたことになる。

今回の改正は、①「触法少年」に対する「調査」権限の捜査機関への付与と、児童相談所から家庭裁判所への送致手続の変更、②少年院収容年齢の引き下げ、③保護処分としての保護観察時における遵守事項違反に対する施設収容、④国選付添人制度の範囲拡大を内容としている。④のように適正手続保障という観点からその基本的な方向性は評価できるものも含まれてはいるが、総体として見れば、今回の改正の本質は、前回同様、身体拘束それ自体の重視にあり、子どもの成長発達権保障から遠ざかるものだと見える。長崎事件（2003年7月）や佐世保事件（2004年6月）といった刑事未成年者による結果重大事件を契機とする今回の改正は、法制審議会による議論を経ているものの、「親を市中引き回しの上打ち首に」との発言でも注目を集めた当時の防災担当相・青少年育成推進本部副本部長による試案（「少年非行対策のための提案」[いわゆる鴻池試案]、2003年9月）の問題関心を引き継ぐ部分が多い。

## 2 具体的な問題点

改正法の問題点を、かいつまんで見てみよう。

刑事未成年者の行為は「犯罪」にはならない（刑法41条）。そのため、現行制度上、警察は「捜査」を行わず、児童福祉法上の「要保護児童」の事件として児童相談所に通告するための準備行為を行うだけである。通告された事件については、児童相談所や都道府県知事により調査と必要な措置の判断が行われ、適当な場合にのみ家庭裁判所に事件が送致される。その家庭裁判所は、「触法少年」を少年院送致に付することはできない。少年院法上、少

年院収容の対象は14歳以上と明記されているからである（2条）。このように、14歳未満で刑法法令に触れる行為に及んだ者は、児童福祉法上は「要保護児童」、少年法上は「触法少年」と捉えられるが、法に触れた少年として司法的対応を行うよりも、保護を要する少年と見てふさわしい問題解決を児童福祉機関の裁量の下で考えることを優先する、というのが現在の制度である。

それに対して、①は、「調査」として、押収・捜索・検証・鑑定嘱託といった強制処分や実質的な取調べを警察が行えるようにし、結果重大事件について都道府県知事や児童相談所は原則として家庭裁判所に送致しなければならないようにするものである。政府案は衆議院で修正され、少年と保護者が付添人選任権をもつことや、質問は強制できないことが明記されている。他方で、黙秘権の告知や保護者・児童福祉司・弁護士の取調べへの立会やビデオ録画は、主として真実発見を阻害するという理由から規定されていない。しかし、被暗示性が強く誘導されやすい低年齢者に対しては、発問やコミュニケーションの形式自体に適正さが求められることを考えると、改正法の措置は適正手続保障や成長発達権保障として甚だ不十分である。成人ですら自白の強要に屈さざるをえない「密室」での取調べが真実発見を却って難しくすることは、志布志事件や富山事件の例を見るだけでも明らかだろう。

②は、少年院収容の対象を「おおむね十二歳以上」に引き下げるものである。「おおむね十二歳以上」という年齢は、下限を定めていなかった政府案が衆議院で修正されて設定されたものである。「おおむね」というのは1歳程度で、行為時ではなく処分時を基準にする、との説明が行われている。しかし、実質的に、なぜ「おおむね十二歳」であれば少年院収容が許されるのか、規律と集団のダイナミズムの活用を枠組とする少年院での処遇が「おおむね十二歳」の児童にどのように有効なのかは、明らかでは

ない。法務省の説明によれば、逆に、児童自立支援施設において確立されてきた家庭的な雰囲気をもった処遇を、東西4つずつの少年院で導入する予定だという。しかし、そうであればなおさら、なぜわざわざ児童自立支援施設ではなく少年院で処遇を行う必要があるのか、根本的な疑問が生じる。実際上も、少年院の一面で家庭的な雰囲気での処遇を、他の区画で規律を重んじた処遇を、少年や職員の混乱なく行いうるのか、行いうるとして、反対に、事実上同輩とのかかわりが難しい（「個別」とは異質の）「孤立」処遇が、低年齢者の社会性の習得に悪影響を及ぼすのではないかと、懸念される。

今次の改正を処遇の選択肢を広げたものと評する声も聞かれる。しかし、事実としてそういえるかには疑問がある。やはり生じた結果の重さに着目するいわゆる「原則逆送」制度を導入した2000年改正に関しても、制定時には同様の評価があった。その実務運用を見る限り、今次の改正も、児童相談所・都道府県知事や裁判官・調査官に形式的な判断を強い、非行の背後にある多様な問題に踏み込む実質的な思考を奪う危険性の方が高い。

改正法は、どのような処遇手段で何をなすうるかよりも、少年院で自由を奪うこと自体を重視しているのではないかと疑念は、③を見る場合にさらに深まる。③は、保護処分としての保護観察中に遵守事項違反の程度が重く、保護観察によっては対象者の改善・更生を図ることができないと認められる場合に、施設収容の保護処分（児童自立支援施設・児童養護施設送致と少年院送致）を行う、というものである（その前提として、保護観察所の長による警告も規定されている）。しかし、ここで前提とされているのは、ともに変質した保護観察と施設収容処分である。③の措置は、あくまで保護観察の枠内で処遇の実効性を担保するためのものであり、少年に遵守事項を守る義務があることを自覚させるためのものと説明されている。しかし、そうだとすれば、本来は少年が抱えている問題の解決を目的とし、身体拘束をその手段とするにすぎないはずの少年院や児童自立支援施設・児童養護施設への収容が、威嚇のために用いられることになる。また、これまで、保護観察はケースワーカーとクライアントの相互作用の上で成立し、遵守事項違反や対象者が保護観察制度に背を向けた姿に対してこそケースワーカーの共感的理解や援助が必要であるともいわれてきた。遵守事項設定のあり方や保護司とのマッチングの問題を等閑視したまま、不寛容主義で対象者の監視を

強める措置は、ケースワークの核心を奪うことになる。

### 3 少年法改正の意味の広がり

今次の少年法改正には、（児童）福祉の後退と警察的対応の拡大、そして司法的対応の変容が象徴的に表れている。それとのかかわりで、次のふたつの潮流との連続性を確認しておく必要がある。

まず、少年非行予防・対応における警察権限の拡大である。2004年12月に警察庁「少年非行防止法制に関する研究会」は「不良行為少年」に対する補導権限を警察職員に与えることを求める提言を公表し、2006年3月には奈良県で「少年補導に関する条例」が制定されている。衆議院段階で範囲が曖昧になることを理由として対象から外された虞犯少年に対する警察による「調査」は、実質的には、「不良行為少年」に対する「補導」の問題と大きく重なってくる。その意味で、今次の改正論議は、少年補導法制をめぐる動きの前哨戦となっている側面がある。

もうひとつは、保護観察制度全体の性格の変容である。第166回国会では、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を統合する形で更生保護法が成立している。その基本的な方向性は、監視機能の強化にあるといえる。保護処分として保護観察を受ける少年が保護観察新規受理人員の6割弱を占めることを考えれば、この改正は、司法福祉の意味とともに少年司法のあり方を大きく変える危険性をもつ。

今回の改正に垣間見られる、生の保障や援助を求める主体を安全を脅かすリスク管理の客体と見る態度は、児童福祉分野の専門家の意見を十分に踏まえ、立法事実や法改正による効果の検証・予測に無関心で、国際世論を等閑視する立法態度と通底している（国連子どもの権利委員会は、日本の2000年厳罰化改正は少年司法運営に関係する条約や準則の趣旨に適合していないと批判している）。少年法や更生保護法と同様に第166回国会で強行採決され、成立した法律の関連問題領域——たとえば、教育、年金、イラク、そして憲法改正——が示しているように、この思潮は一般市民生活のあり方にも変化を強いており、その自由や福祉の縮減こそが日常生活で体感される「不安」の源になっているようにも思われる。今回の少年法改正は、日常の市民生活に何が不可欠なのか、という観点からも考えられなければならない問題だろう。

（たけうち・けんじ）